

# 会議結果報告書

令和2年11月25日

|   |  |
|---|--|
| 会議の名称   | 令和2年度 第1回志木市成年後見制度利用促進審議会  |
| 開催日時  | 令和2年11月17日（火）10時00分～11時30分   |
| 開催場所  | 志木市役所第2庁舎第4会議室   |
| 出席委員<br>及び<br>関係機関  | 大貫正男会長、飯村史恵副会長、池田恵子委員、上田将史委員、<br>竹前榮二委員、渡辺修一郎委員 <span style="float: right;">（計 6人）</span><br>さいたま家庭裁判所 山崎主任書記官 <span style="float: right;">（計 1人）</span> |
| 欠席委員  | なし <span style="float: right;">（計 0人）</span>   |
| 説明員   | 共生社会推進課 中村修課長、安井智美主幹、高山佳明主査 <span style="float: right;">（計 3人）</span>  |
| 議 題   | (1) 成年後見制度利用促進基本計画の進捗結果について<br>(2) 第2期成年後見制度利用促進計画の進捗について<br>(3) 志木市基幹福祉相談センターについて<br>(4) その他  |
| 結 果   | 審議内容の記録のとおり <span style="float: right;">（傍聴者 0人）</span>  |
| 事務局職員   | 中村修共生社会推進課長、安井智美主幹、黒澤多恵主幹、高山佳明主査<br>長寿応援課 高橋美環主事、子ども支援課 清水陽子主査   |
| 署 名   | (議 長) .....<br>(署名人) .....   |
| 審議内容の記録（審議経過、結論等）   |  |
| <p><b>1 開会、あいさつ</b><br/>中村課長）後見制度を我が事として捉えてもらえるような取組み、相談体制等を整えていく。<br/>3年間任期の間には、委員の皆さまからのご意見をいただきたい。</p> <p><b>2 自己紹介</b></p> <p><b>3 会長及び副会長の互選について</b><br/>【結果】委員推薦により、会長は大貫委員、また事務局案により、副会長は飯村委員が選出され、全会一致で承認された。</p> <p><b>4 会長及び副会長あいさつ</b><br/>議長）審議会を安定的に継続できること望ましい。増加している任意後見の需要に対応していくための体制づくりが必要。志木市基幹福祉相談センターは、前向きな取り組みである。<br/>委員）共生社会は大切な概念である。新しい制度を現場に合うかたちに作っていくことが重要になる。</p> |  |

## 5 議事

### (1) 成年後見制度利用促進基本計画の進捗結果について

説明員) 資料1に基づき前年度進捗結果について、主な項目を説明する。第2期計画では、現状の実態にあった取組項目、目標値の設定と実績を積み上げていく必要がある。

委員) 結果から見ると、後見ネットワークセンターの相談件数が増えていない理由は、どのような点にあるのか。専門職派遣で赴いても予約が入っておらず、後見ネットワークセンターの印象が薄らいでいるように感じる。

説明員) 基幹福祉相談センターの設置を10月から実施しているが、やはり生活相談センターの相談、生活困窮の相談が8割以上を占めている状況で後見ネットワークセンターの相談件数は増えていない。今後は、生活相談、障がい者基幹相談支援、複合的な相談の中から後見制度のニーズもあると考えられる相談もあるので、結び付けていくとともに、浸透するようPRしていく。

委員) 町内会の活動をしていると、雑談の中でも後見につながるような話も出てきている。後見制度を普及させるためには、相談の掘り起こしに小単位の場所へ行って、説明していくことも重要ではないか。

委員) 出向いてPRすることは大切である。ニーズはどこにあるのか、戦略的に例えば金融機関などは相続などのニーズがあり、福祉の枠、行政の枠を超えて、ネットワークを組んで考えていくことが有効である。

委員) 今年度の後期では、各団体に出向く出張講座、きめ細かい普及をしていく予定でいる。具体的には、民生委員、老人会の集まりへ出向いて説明することを想定しており、3団体を目途にこれから実施する予定。

委員) 市民後見人、市民後見人養成講座修了者が発信することで身近に感じてもらえるのではないか。

委員) 任意後見制度の相談については、一般的な相談としてどのように振り分けているのか。

説明員) 任意後見制度については、現状では後見ネットワークセンターの窓口で法律専門職が相談対応することになる。後見ネットワークセンターで任意後見にはなれないため、任意後見を担う団体への紹介、つなぎを行う。普及啓発や今後の対応の方針等について、後見ネットワークセンター企画運営会議などで協議をしながら、仕組みづくりをし、考えていく必要がある。

### (2) 第2期成年後見制度利用促進基本計画の進捗について

説明員) 基幹福祉相談センターの設置、後見制度利用促進講演会の代替として出張講座の実施、市民後見人養成講座の代替として、市民後見人フォローアップ意見交換会を開催することを報告する。

委員) 36番の成年後見利用支援事業は、「必要に応じて実施」とあるが、財産のない人、身寄りのない人、親族拒否のケースはいるので利用支援事業を使いやすいようにしてもらいたい。

委員) 目標値を「必要に応じて」としたのは、利用支援事業を使う必要のある人が必要に応じてきちんと使えるように普及することについては、ご指摘のとおりである。

議長) 任意後見の項目がないが、1人暮らしが増えている中、例えば人生が100ページあるとして95ページ目になって慌てて対応するのではなく、早めに準備をする体制を整えていくことをPRすることは重要である。

委員) 任意後見制度は、予防的役割があるため、体制自体を変えていく必要がある。レクチャーの

機会を設けてもらいたい。

委員) 項目 1 1 に普及啓発の際に任意後見制度の普及を合わせてやっていくことができれば良い。

需要を掘り起こしながら全体の制度を立て直してはいかがか。

説明員) 実行計画 3 - 3 後見類型等の選択と他のサービスとの一体的提供という箇所任意後見制度の周知とあるため、その項目に反映することを検討したい。

委員) 専門職等の研修にも任意後見制度の項目を入れて欲しい。

議長) 任意後見制度は親族 7 割、専門職 3 割が対応している状況であるが、任意後見の受任を市民後見人が行うことは難しい状況ではあるが、普及を進める中で考えていく必要がある。

委員) 任意後見制度の普及に関しては、後見ネットワークセンター企画運営会議の中で議論のテーマとして具体的にどのようなかたちにできるかを検討していく。

### (3) 志木市基幹福祉相談センターについて

委員) 令和 2 年 1 0 月 1 日より新たに主に 3 つのセンター機能を合わせもつ福祉の相談窓口として開設した。市民の方にとっては、どこに相談したらよいか分からない時や、複合的な課題がある場合など、相談を受けるワンストップ型の窓口として、関係機関と連携して支援を行っていく。

委員) 1 次相談機関向けのチラシに心理専門職への相談とあるが、これは市民の方も予約制で利用できるということか。

説明員) 相談窓口、関係機関が相談を受けて対応が難しいケースについて、どのような支援方法があるか心理専門職が助言を行うものである。

委員) 市民の方への相談ということではなく、専門職への対応を行うもの。市民へ直接支援を行うとなると、それだけで多くの時間がかかってしまうので、相談機関の役割や効率を考えた対応となっている。カウンセラー的な観点をもってバックアップすることを想定している。市民の方でカウンセリングが必要な方は、関係機関を紹介することになる。

委員) 基幹福祉相談センターを受託している事業者としての課題はなにか。

委員) 生活困窮の相談が大変を占めている中、他の関係機関につなげていくことが、まだまだできていない。相談機関にただつなげていくのではなく、話し合っていくことが必要である。

委員) 今やさまざまな相談や支援体制が整う中で、コーディネーションという役割が流行っており、また、コーディネーターという名前が増えているが、相談をどう具体的に誰が解決するのかが重要である。どういった相談があって、どう解決していく必要があるのか、相談件数を積み上げていくだけではなく、相談の中から何が不足しているのか分析をしていく必要がある。

委員) 埼玉県立大学との地域包括ケアの協定があり、その中でも日常の相談内容からの分析により、地域課題を抽出することが必要であるといわれている。相談様式を今後埼玉県立大学と協議していくこととなっているので、そうした中から検討を進めていきたい。

議長) 財産管理、身上保護ということになると法律で対応することになる。共生社会は、福祉だけでは実現できないものである。チラシに標記されている福祉の相談窓口も分かるが、法律の視点での相談でもあることを明記できればと思うがいかがか。

説明員) 共生社会は福祉だけではないという認識ではあるが、基幹福祉相談センターは福祉に関する相談窓口として、市民の方に受け入れやすいように示している。今後の課題とさせていただきます。

委員) たしかに法律問題となるとハードルが上がることが多い、項目としてチラシの中にも表記してあるので問題はないと思う。

#### (4) その他

家庭裁判所) ①新型コロナウイルス感染症で後見人が面会に行けない、事務報告に行けないという人が増えていたが、落ち着いてきている状況でもある。②普及啓発としては、志木市の親族後見人向けに、さいたま家裁としても年1回後見ネットワークセンター活用のお知らせを入れている。加えて自治体相談窓口一覧もホームページ、窓口に設置しているところ。③任意後見制度については、来年4月に統一した申し立て書式をホームページに載せる予定。④また、来年2月にさいたま家裁の連絡協議会を開催する、出席人数を絞る、今年度は、コロナであったり、中核機関未設置自治体向けに実施したいということもあり、今回は志木市への参加依頼はないがご了承ください。引き続き中核機関設置に向けた協議を県内で進めていきたい。

議長) 後見制度普及のための司法書士会と裁判所向けの意見交換会が11月27日(金)滋賀県、12月4日(金)山口県で開催される。志木市には先進地として事例紹介をしてもらうこととなっている。

次回会議日程 未定

#### 4 閉会

以 上